## 経済産業省

官 印 省 略 20130417商局第5号 平成25年4月18日

九州產業保安監督部長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令等に関する運用について

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令(昭和53年通商産業省令第70号。以下「日韓大陸棚鉱山保安特措省令」という。)等の施行に当たっては、下記により行政運用の的確を期されたい。

なお、昭和54年3月6日付け54立局第12号(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令等に関する運用について)は廃止する。

記

日韓大陸棚鉱山保安特措省令の規定により読み替えて適用する鉱山保安法施行規則の規定等に関する運用については、次に定めるところにより処理するものとする。

1.日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(以下「日韓大陸棚特別措置法」という。)第2条第2項に規定する共同開発区域における物理探査(探鉱を目的として地震探鉱法その他の方法により地質構造の調査をすることをいう。以下同じ。)は、同法に規定する特定鉱業権の内容であり、その現場作業に従事する者(専ら船舶の航行等の作業に従事する者を除く。)は、請負業者の事業に従事する場合であっても鉱山労働者として取り扱うこと。

- 2. 物理探査の作業については、次の各号に掲げる事項が日韓大陸棚特別措置法第 48条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法の規定するところにより、義 務づけられることとなるので留意すること。
- (1) 認可施業案による施業
- (2) 保安統括者、保安管理者及び作業監督者の選任並びに選解任届出
- (3) 危険業務に関する保安教育の実施
- (4) 保安規程の制定
- (5) 施設(船舶安全法等の適用のある施設を除く。)の届出
- (6) 保安図の作成、備付け及び届出並びに備付場所の届出
  - (注) 保安図には、消火施設の位置、タンク施設の位置及び容量、その他の危険物の貯留所の位置及びその他保安上必要な事項を記載させること。
- (7) 災害及び事故の報告並びに災害月報の提出
- (8) 保安委員会の設置及び開催
- (9) 鉱山保安代理人の届出
- 3.日韓大陸棚特別措置法第48条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第33条第2項、第35条、第36条、第37条並びに第48条第1項及び第2項の規定による命令をしようとするときは、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官(以下「商務流通保安審議官」という。)に協議すること。ただし、第36条又は第37条の規定により命令を使用とする場合であって、急迫の危険のある場合はこの限りでない。
- 4. 次の各号に該当するものについては、商務流通保安審議官に報告すること。 なお、(3) ~ (7) については海上保安部と緊密な連絡を保つこと。
- (1) 日韓大陸棚特別措置法第48条の規定により読み替えて適用する鉱山保安 法第33条第2項、第35条、第36条及び第37条の規定に基づく命令を 行ったときのその内容
- (2) 日韓大陸棚特別措置法第28条第1項第8号及び同法第37条第2項第3号の規定に該当するとき(日韓大陸棚特別措置法第48条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第34条に係るものを除く。)のその内容
- (3) 海洋掘さく施設等と他の船舟類等は障害物が衝突したときの概況
- (4) 台風の接近等危険のおそれがあることにより、掘さくバージから避難のため退去したときの概況
- (5) 大量の油の海洋への排出があったときの概況及び講じた防除措置の概要
- (6) 船舶による物理探査が行われるときの方法、海域及び期間
- (7) 掘さくバージ、海洋掘採施設及びその他航行の危険となるおそれのある固定施設が設置される場合のその正確な位置、占有面積、標識及び期間並びにこれらの施設が撤去され又は移転される場合のその事実
- 5.日韓大陸棚特別措置法第36条第1項の規定に基づく指定区域における、日韓 大陸棚特別措置法第48条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第13 条第1項に規定する建設物等について、同条の届出の受理を行うときは、日韓大 陸棚特別措置法第36条第1項の規定に基づく経済産業大臣の許可の内容に抵 触しないよう留意すること。